

「新図書館等複合施設」愛称募集要項

1 趣旨

高知県と高知市は、県内の生涯学習や文化の発展に寄与し、さらに人々の交流の場を深める知的・文化的施設となるような新図書館等複合施設（「新図書館」（県立図書館、高知市民図書館本館）、「新点字図書館」「こども科学館（仮称）」）の整備を進めております。

平成 29 年度に開館を予定している新図書館等複合施設について、多くの県民市民のみなさまに親しみを持って利用していただくため、下記のとおり愛称を募集します。

2 募集期間

平成 27 年 5 月 1 日（金）～平成 27 年 6 月 10 日（水）（必着）

3 応募資格

どなたでも応募できます。

4 募集内容

新図書館等複合施設の愛称

- ・ 1 人 3 点まで応募可能。
- ・ 応募者自身が創作したもので未発表のものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないもの。
- ・ 新図書館等複合施設全体の愛称となるとともに、施設内の新図書館や新点字図書館の愛称として「〇〇（採用された愛称）図書館」等の使用を予定しているため、このような呼称ができるような愛称としてください。

※新図書館等複合施設の概要については、高知県教育委員会事務局新図書館整備課ホームページから、「新図書館等複合施設の概要（パンフレット）」を参照してください。

高知県教育委員会事務局新図書館整備課 URL :

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312201/gaiyou-pamphlet2.html>

5 賞

最優秀賞（1 点） 賞金 5 万円（ただし、高校生以下は図書カード）

優秀賞（3 点） 賞金 1 万円（ただし、高校生以下は図書カード）

6 応募方法

- ・ 提出方法は、はがき、FAX、応募用紙（応募箱用又は FAX 用）、高知県教育委員会事務局新図書館整備課ホームページの応募フォームとします。
- ・ はがき、FAX は下記の応募先へお送りください。
- ・ 応募箱は、高知県教育委員会事務局新図書館整備課のほか、高知県庁 1 階県民室、高知県立図書館、高知市立市民図書館（本館、分館、分室）に設置します。
- ・ 応募にあたっては、愛称（ふりがな）、愛称の説明（理由、意味など）、氏名（ふりがな）、郵便番号、住所、性別、年齢、電話番号、職業（児童・生徒・学生の方は学校名と学年）を明記してください。

7 決定

新図書館等複合施設愛称選考委員会（仮称）において審査し、受賞作品を決定します。
なお、受賞作品が重複した場合は抽選によって受賞者を決定します。

8 結果発表

受賞者には直接通知するほか、高知県及び高知市のホームページなどで結果を発表します。

9 作品の取り扱い等

- ・最優秀作品を採用作品としますが、必要に応じて一部補正を行う場合があります。
- ・採用作品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、高知県及び高知市に帰属します。また、応募者は採用作品に対し著作人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- ・応募者は、採用作品を高知県及び高知市が商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。また、応募者は採用作品を商標出願しないこととします。
- ・応募作品に著作権等に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。
- ・受賞作品が他者の権利を侵害すると判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。また、他者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合も、受賞を取り消すことがあります。（採用作品の場合は採用を取り消すことがあります）
- ・応募作品は返却しません。
- ・応募に係る費用は応募者の負担とします。
- ・応募に伴う個人情報については、この事業以外の目的で使用しません。但し、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業（又は学校名・学年）を報道や高知県及び高知市のホームページ等で公表させていただきます。

10 その他

愛称が決定した後に、その愛称に相応しい新図書館等複合施設のシンボルマークを募集する予定です。（詳細は未定）

11 応募及びお問い合わせ先

高知県教育委員会事務局 新図書館整備課
〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 2-4-1
TEL : 088-821-4931 FAX : 088-823-7750
URL : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312201/>